

平成 30 年度より

## 賠償責任保険の補償が拡大しました

**建物と同時にその建物施設から借いた物が、新たに補償の対象となりました。**

たとえば

公民館に備え付けのマイクを借用・使用中に、壊してしまった。  
体育館のバレーボールネットを借用・使用中に、壊してしまった。

さらに

**外部からの借り物が補償の対象となりました。  
その借り物は使用中だけでなく、搬送時も補償の対象となります。**

**但し、借いた自動車は対象外です。**

たとえば

運動会時に借りたテントを、壊してしまった。  
祭り開催時に借りた山車を、壊してしまった。  
廃品回収時に借りたリヤカーを、壊してしまった。

「外部からの借り物の補償」の支払限度は、1 事故につき 1,000 万円かつ  
全子連全体で年間累積 1,000 万円が限度。(対物 1 事故につき免責 3,000 円)

請求時の手続きはいままでと変更はありません。